

JICA 環境社会配慮助言委員会 第 56 回全体会合
2015 年 2 月 2 日 (月) 14:30 ~ 17:30
JICA 本部 1 階 113 会議室
議事次第

1. 開会

2. WG スケジュール確認 (別紙 1 参照)

3. ガイドライン運用面の見直し

- (1) ガイドライン運用面の見直し WG 報告
(第 6 回、第 8 回、第 9 回、第 10 回、第 11 回)

4. その他

5. 今後の会合スケジュール確認他

- ・次回全体会合 (第 57 回): 3 月 6 日 (金) 14:30 から (於: JICA 本部)

6. 閉会

以上

環境社会配慮ガイドライン 運用見直し
第 2 回及び第 6 回ワーキンググループ結果

2015 年 2 月 2 日
国際協力機構審査部

< 本ワーキンググループ結果についての補足説明 >

・ 2014 年 11 月 28 日に開催された第 6 回ワーキンググループ結果のうち、1-1「自然生息地」の用語解釈については、2014 年 8 月 25 日の第 2 回ワーキンググループにおいて設定した、「重要な自然生息地」及び「重要な森林」の用語解釈の結果とまとめて一つの FAQ として設定しました。

・ 第 6 回ワーキンググループでの議論を基に、第 2 回ワーキンググループにおける FAQ・主要な提言の一部を修正・削除しました。

・ 2-1「重要な自然生息地」における事業実施条件、3-1「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」における事業実施条件、及びそれぞれの主要な提言については、第 2 回ワーキンググループで議論された、「重要な自然生息地」・「著しい転換または著しい劣化」・「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の用語解釈・範囲についての FAQ を基に議論を行ったうえで設定されたものです。

1-1 「自然生息地」の解釈・範囲

「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集(FAQ)」回答

問．重要な自然生息地または重要な森林とはどのようなものですか。

回答．

世界銀行のセーフガードポリシー等の定義を参考に、「自然生息地」とは、(1)主に在来の動植物により自然生態系が形成されている陸域及び(海域を含む)水域、(2)人の手が本質的に加えられていない陸域及び(海域を含む)水域であると考えています。また、どの自然生息地においても、重要な生物学的価値、社会的価値、経済的価値、及び存在価値があるものと考えています。

「自然生息地」のうち、「重要な自然生息地」としては以下のようなものがあり得ると考えています。

- 1 .生物多様性保全上及び／または生態系の主要な機能維持の上で極めて重要な次のような地域。
 - (1) 国際自然保護連合 (International Union for Conservation of Nature: IUCN)のレッドリストにおける「絶滅危惧 (Threatened) 」とされる「絶滅危惧 IA 類 (CR)」、「絶滅危惧 IB 類 (EN)」、「絶滅危惧 II 類 (VU)」、及び「準絶滅危惧種 (NT)」に該当する種にとって重要な生息地
 - (2) 固有種及び／または分布域が限られている種にとって重要な生息地
 - (3) 移動性生物種及び／または群れを成す種の世界的に重要な集合体を支える生息地
 - (4) 極めて危機的な生態系及び／または独特な生態系が認められる地域
 - (5) 重要な進化のプロセスに関連している地域

- 2 . 第 1 項で規定する地域以外の類例として、例えば、地域コミュニティによって伝統的に保護されるべきと考えられている地域。

「重要な森林」とは、上記に規定した「重要な自然生息地」と認められた森林地域を指しますが、地域コミュニティによって伝統的に保護されている「聖なる森」なども含まれます。

「重要な自然生息地または重要な森林」は、環境ガイドライン別紙 1「生態系生物相」に記載されていますが、自然環境への影響のみならず社会への影響も配慮されます。

1-2 第2回及び第6回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

<第2回>

- 第1項は、「重要な自然生息地」**については、を判断するための「条件」となっている。**具体的事例を記述し、わかりやすくすべきである。*** 1**
- 環境ガイドラインでは、「重要な森林」が「重要な自然生息地」と併記されているが、特に「森林」だけ明記されているのはおかしい。「海洋」や「高地」といった森林以外の地域の環境社会影響も配慮されるべきである。
- ~~IUCN レッドリストのカテゴリーの和訳には通常、IUCN レッドリストに準拠した環境省レッドリストのカテゴリー名が用いられているが、「希少種、危急種、移動種及び絶滅危惧種」という文言については、環境省レッドリストの旧カテゴリーにおける分類名等に基づいているため、現カテゴリーの名称に基づき記述すべきである。~~*** 2**
- 「重要な自然生息地」は、環境ガイドラインでは「生態系及び生物相」において規定されているが、「地域コミュニティ」や「社会環境」の側面からも配慮されるべきである。

<第6回>

- IUCN のレッドリスト等を参考に作成されている「生物多様性重要地域 (Key Biodiversity Area : KBA)」は、重要な自然生息地を示すリストとして参考にできる。

第2回ワーキンググループ結果からの主な修正点

(FAQ)

- 「伝統的地域コミュニティ」という用語は使用せず、「地域コミュニティによって伝統的に保護されるべき」という形にわかりやすく記載を修正しました。

(主要な提言)

- * 1 について、文言を分かりやすくするため、「「重要な自然生息地」については、具体的事例を記述し、わかりやすくすべきである。」と修正しました。
- * 2 については、FAQ 案で現カテゴリーの名称を採用しているため、主要な提言から削除しました。

2-1 「重要な自然生息地」における事業実施条件

「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集(FAQ)」回答

問．「重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化」を伴わないようにするためには、どのような配慮が必要ですか？

回答．

環境ガイドラインの別紙 1「生態系及び生物相」における規定では、「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」としています。「重要な自然生息地」以外の地域において実施可能な代替案が存在しないことを確認した上で、プロジェクトの形成及び実施を行う場合には、国際金融公社（IFC）等の規定を参考に、以下の全ての項目が満たされることが必要であると考えています。

- (1) 「重要な自然生息地」に存在するような生物多様性の価値、ならびに、生態系の主要な機能^{*1}に重大な負の影響をもたらさないこと。
- (2) 合理的な期間^{*2}にわたって、以下に示す絶滅危惧種の個体数に著しい減少をもたらさないこと。

国際自然保護連合(International Union for Conservation of Nature: IUCN)のレッドリストにおいて「絶滅危惧種(Threatened)とされるもののうち「絶滅危惧 IA 類(CR)」及び「絶滅危惧 IB 類(EN)」に該当する種、もしくは相手国の制度上の分類で、左記分類に該当する種。

- (3) 上記(1)及び(2)について、効果的で長期的な緩和策及びモニタリングが実施されること。

*1 IFC の規定では、次のように注釈が付されています。 “Biodiversity values and their supporting ecological processes will be determined on an ecologically relevant scale.”

*2 外部専門家の助言等を基に個別案件ごとに期間が定められることとなります。

<ご参考>

第2回ワーキンググループ「著しい転換・著しい劣化」の用語解釈・範囲のFAQ

問．著しい転換、著しい劣化とはどのようなものですか？

回答．

世界銀行のセーフガードポリシー等の定義を踏まえ、JICAの協力する事業の実施に伴って発生する著しい転換、著しい劣化の考え方については、以下のように認識しています。なお、JICAが協力する事業が「著しい転換または著しい劣化を伴う」かどうかは、当該事業内容及び地域の特性等を考慮して合理的に判断する必要があるものと考えます。

□ 著しい転換

重要な自然生息地または重要な森林である状態が、完全に消滅または著しく減少すること

□ 著しい劣化

重要な自然生息地または重要な森林が持つ当該地域の在来種を保全・維持する機能や生態系の主要な機能が著しく減少すること

2-2 第6回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」という JICA ガイドラインの規定を踏まえ、事業実施が前提ではないことを説明することが必要である。
- JICA の案件形成が実質的に不可能となる要件を課すことには慎重であるべきである。
- 「合理的な期間にわたって、以下に示す絶滅危惧種の個体数に著しい減少をもたらさないこと」にある「絶滅危惧種 IA 類 / IB 類 (CR 及び EN)」に加えて、「絶滅危惧 II 類 (VU)」及び「準絶滅危惧種 (NT)」を含めるかどうか慎重な検討が必要である。調査や事業の負荷が大きくなり、また、緩和策やモニタリングの実施の上で現実的な対応をとることが重要である。

3-1 「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」における事業実施条件
「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集(FAQ)」回答

問．「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」とありますが、例外的に実施されるのはどのような場合ですか？

回答．

環境ガイドライン別紙 1「法令、基準、計画等との整合」における規定では、「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない(ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りでない)。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。」としています。このような地域でのプロジェクトの形成及び実施は、国際金融公社(IFC)等の規定を参考に、下記の条件全てが満たされる場合に限られます。

- (1) 政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域(以下「同地域」)以外の地域において、実施可能な代替案が存在しないこと。
- (2) 同地域における開発行為が、相手国の国内法上認められること。
- (3) プロジェクトの実施機関等が、同地域に関する法律や条例、保護区の管理計画等を遵守すること。
- (4) プロジェクトの実施機関等が、同地域の管理責任機関、その周辺の地域コミュニティ、及びその他適切なステークホルダーと協議し、事業実施について合意が得られていること。
- (5) 同地域がその保全の目的に従って効果的に管理されるために、プロジェクトの実施機関等が、必要に応じて、追加プログラムを実施すること^{*1}。

* 1 IFC の規定では、次のように注釈が付されています。“Implementing additional programs may not be necessary for projects that do not create a new footprint.”

< ご参考 >

第 2 回ワーキンググループ「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の用語解釈・範囲の FAQ

問．「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」とはどのような地域ですか。

回答．

「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」は、国や地方自治体等が法律や条例等により自然保護や文化遺産保護を目的として既に指定した地域のことです。その地域には、世界銀行のセーフガードポリシー等の定義を踏まえ、以下のようなものがあり得ると考えられます。

なお、JICA が協力する事業の対象地域が自然保護もしくは文化遺産保護を目的として指定された地域に該当するか否かは、国際自然保護連合（IUCN）の保護地域管理カテゴリー等を参考に、地域の特性等を考慮して合理的に判断する必要があるものと考えます。

< 政府が法令等により自然保護のために特に指定した地域 >

1．国や地方自治体等が自然保護を主目的として法律や条例等により指定している地域。

2．国際的に自然保護の重要性が認められている地域であり、例えば、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リストに記載されている地域、UNESCO 生物圏保存地域、及びラムサール条約湿地。

< 政府が法令等により文化遺産保護のために特に指定した地域 >

1．国や地方自治体等が文化遺産の保護を主目的として法律や条例等により指定している地域。

2．国際的に文化遺産の保護の重要性が認められている地域であり、例えば、UNESCO 世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リストに記載されている地域。

参考：IUCN の保護地域の定義：「自然及び関連する生態系サービス、文化的価値の長期的な保護を成し遂げるために、法令その他有効な方法を以って認められ、特定の目的のために用いられる、管理された明確に境界が定められた地理的な空間である。」

3-2 第6回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 「原則として実施しない」という環境ガイドラインの規定を踏まえ、自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域(以下「同地域」)においての事業実施が可能であることが前提ではないことを説明することが必要である。
- 同地域でプロジェクトを実施する背景や理由について、JICA がその考え方を明らかにできる場合、プロジェクト形成を可能とする余地を残しておくことも重要である。
- 環境ガイドラインでは、「政府等が法令等により指定した地域」と規定しているが、各国の法令の内容や保護区制度はそれぞれ異なっていることを配慮する必要がある。(例えば、保護区内であっても、バッファゾーンや保護の度合いが高くない場所で一定の基準を満たす開発を許可する法制度を有する国も存在する。)

**運用見直し第6回:環境社会配慮の方法「生態系」
メール審議コメントに対する JICA 回答表**

NO.	該当 ページ	事前質問(質)・コメント(コ)	委員名	回 答
1.	2 頁	第 6 回運用見直しの 2 p.1-1「自然生息地」の解釈・範囲「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集(FAQ)」の回答の 4 行目に、「…重要な生物学的価値、社会的価値、経済的価値、及び存在価値…」と 4 つの価値項目があげられており、内容は、いずれも“…としての価値”(生物、存在)あるいは“…にとっての価値”(社会、経済)を示していると思われますが、生物についてのみ、学的と学問領域に限定されています。 この文では、自然生態系という大きな領域ではなく、開発を進めていく“人間が主体”と読み取れますが、いかがでしょうか。	谷本 委員	左記ご指摘の記載については、世界銀行東京事務所のウェブサイトに記載されている世界銀行セーフガードポリシーの日本語訳を引用したものです。
2.	3 頁	p.3 第 2 回提言の 4 つめ、社会環境の側面について、FAQ の中で 反映されているので、ここでは不要ではないでしょうか。この部分は FAQ に反映されていないものを記録したと理解しています。	米田 委員	委員ご指摘の、別紙 3 頁の「主要な提言」3 点目は、8 月の WG 開催時に複数の委員から、「現在の JICA GL の「重要な自然生息地または重要な森林…」の規定が置かれているセクション名が「生態系及び生物相」となっているが、修正するべき」という旨コメントされたことを踏まえたものです。そしてこれは JICA GL の将来の改訂時への提言として、ここでは記載しているものです。
3.	4 頁	指定種でもなく希少種などでも無い普通に見いだせる種について。 現在は確実なアセス方法が見いだしたいということでこれらの種については主にネグレクトされている、というのが実態かと。地面をコンクリート化したり建物を建てれば生息域も狭まるのは自明ですが、たくさんいるから、という理由で殆ど振り返られることはありません。そういった種をどう扱うべきなのか(環境社会配慮で)。	石田 委員	委員ご指摘の点については、世銀 OP4.04、及び IFC の PS6 の記載されている「自然生息地」の取り扱いを参考にしつつ、個別プロジェクト毎に判断するものと考えております。
4.	4 頁	希少種がたくさん存在する場合。これはスリランカの中央高原水力開発で扱いました。ダムを造るので本来は保護すべき種も何割かが水没してしまう。これを救う(緩和策)には、保護すべき種に順位をつけて、救うにしてもその割合(何割の個体は救うという議論)を決める、という方策というか実施計画が提言されていたわけです。ここも環境社会配	石田 委員	希少種が多く存在する場合の配慮は、別紙 4 頁の 2-1「重要な自然生息地」における事業実施条件」の FAQ 回答が適用されます。この FAQ 回答は、11 月の WG での議論の結論を踏まえたものです。

NO.	該当 ページ	事前質問(質)・コメント(コ)	委員名	回 答
		慮では答えが出せないのではないか、 と思っております。 要は、重要な、というのは何かというこ と、及び、次世代に残すのは何か、とい うことの問題なのかもしれません。		
5.	4 頁	・P.4 の回答、L.3-4 で「『重要な自然生息 地』以外の地域に実施可能な代替案が 存在しないことを確認した上で」とある が、これに加えて「ゼロ・オプション」と の比較検討もなされるべき(すなわち明 確な「回避」)であり、そのことが明示的 に回答に含まれるべきと考えます。 → 具体的には「『重要な自然生息地』以 外の地域に実施可能な代替案が存在し ないこと、ゼロオプションが現実的でな いことを確認した上で」などでしょうか？ 文章は、まだ工夫の余地があるかと思 いますが、ご検討をお願いします。	日比 委員	JICA GLでは、代替案検討には、「プロジェクト を実施しない場合を含む」と明記されておしま す。よって委員ご指摘の点は、FAQ の回答で は記載しないことと判断致しました。
6.	4 頁	・P.4 の回答(2)で、「、、個体数に著しい 減少をもたらさないこと。」とあるが、IFC PS6 では、"The project does not lead to a net reduction in the population" となっている。JICA の対応として、なぜ net reduction の回避を入れないのか？ →「、、個体数の実質的な減少をもたら さないこと。」とすべきである。	日比 委員	別紙6ページの「主要な提言」2点目の、「JICA の案件形成が実質的に不可能となる要件を課 すことには慎重であるべき」というご意見を踏 まえて、JICA 内で再検討しました。 その結果第2回WGで議論した「著しい転換・著 しい劣化」の用語解釈・範囲をFAQ の回答とす るのが適切と判断致しました。
7.	4 頁	第2回の「著しい劣化・転換」のFAQ が なくなり、新たな2-1のFAQ 回答では、 ガイドラインで示している「(重要な自然 生息地または)重要な森林」の重要な森 林について言及していない(重要な自然 生息地のみに言及)のが気になります。	高橋 委員	第2回WGで作成した「著しい転換または著し い劣化」に関するFAQ 回答はそのまま残す予 定です。
8.	7 頁	些細な点ですが、3-1FAQ 回答の(5)の 「…保全の目的及び効果な管理を推進 し」は、日本語として意味不明。	高橋 委員	ご指摘ありがとうございます。以下の通り修正 しました。 「 <u>同地域がその保全の目的に従って効果的に 管理されるために、プロジェクトの実施機関等 が、必要に応じて、追加プログラムを実施する こと</u> 」
9.	4 頁	(#6 への更問) #6 については、「、、個体数の実質的 な減少をもたらさないこと」という運用案 が、「JICA の案件形成が実質的に不 可能となる要件」になるというJICA の判 断には同意出来ません。むしろ、「実質 的な」減少の回避を条件とすることによ	日比 委員	当然のことながら JICA としては「…個体数の 実質的な減少をもたらさない」よう努めたいと 思いますが、個体数の実質的な減少をもたらさ ないことをプロジェクトの中でモニタリングする ことは現実的に困難であり、かつ主要な提言に ある通り、JICA の案件形成が実質的に不可能 となる要件を課すことには慎重であるべき、と

NO.	該当 ページ	事前質問(質)・コメント(コ)	委員名	回 答
		り、生態系への著しい影響を最小化しつつ案件形成を可能とする考え方になりうると思います。 絶滅危惧種自体の脆弱な状態を考えれば、個体数の減少(著しいか否かに関わらず)は「重要な自然生息地の著しい劣化」に直結するリスクが高く、そのような状態を回避することが GL の求めるところと理解します。 よって、#6 については、反映の再考をお願いしたいと思います。		いうご意見も頂きましたので、それらを踏まえ、再検討した結果です。
10.	4 頁	(#3 に対する更問) #3 は石田委員のご質問ですが、私も WG の事前コメントに含めていながら(時間切れで議論できなかった部分なので、コメントさせてください。 ここは、これまでの個別案件の助言 WG の中で、何度も懸念としてあがりつつも、少なくとも明示的に対応出来て来なかった部分ではないでしょうか。普通種への影響が「重要な自然生態系」の著しい転換/劣化に繋がることもありうることから、2-1 の回答の中で言及すべきと考えます(例えば、キーストーン種への影響を回避あるいは最小化すること、など。)	日比 委員	ご指摘の点については、2-1 の FAQ 回答(1)「「重要な自然生息地」に存在するような生物多様性の価値、ならびに、生態系の主要な機能に重大な負の影響をもたらさないこと」の中で包含されているものと考えています。

2月2日追加：

11.	2 頁	1-1「自然生息地」の解釈・範囲の「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集(FAQ)」回答、4行目以下は、世銀の考え方の踏襲であることから、「また、 世界銀行ののセーフガードポリシーでは、どの自然生息地においても、重要な生物学的価値、社会的価値、経済的価値、及び存在価値があるものと示されています 」と修文してはいかがでしょう。	谷本 委員	ご提案の点につきましては、FAQ 回答の冒頭に、「世界銀行のセーフガードポリシー等の定義を参考に」という同様の文言を記載しており、表現の繰り返しを避けるため、文言の修正はしないことと致します。
12.	4 頁	手元に資料が何も無いのでひょっとしたら勘違いをしているのかもしれませんが、重要な自然生息地の議論は第二回の見直し委員会で終了しており、第6回は生態系の議論ではなかったのでしょうか。 私から疑問を提出させていただいたことというのは、まさにその生態系のことでした。 カンボジアのトンレサップ湖が季節に伴い湖面積を拡大することによる動植物	石田 委員	第6回では重要な自然生息地等での JICA の運用について議論しておりますが、第2回で議論した重要な自然生息地の定義等とも密接に関連していることから、第2回目で議論した定義を参照しつつ、JICA の回答とさせていただきます。 ご指摘の点については、#3 で回答させて頂きましたが、個別プロジェクト毎に判断し、配慮するものと考えております。

		の変化、数多くいる種類(危惧種にも登録されていない普通に見かける昆虫、は虫類、両生類など)のアセスメント(たくさんいるから少々その生息地を狭めても大丈夫?)への疑問、などが念頭にありました。		
13.	4 頁	また、重要な自然生息地についてですが、IFC6注14のように「その都度、外部識者に確認する(または知恵を借りる)」と定めていることについては、これまでのことを振り返ってみると、その「タイミングにて」外部の適切な人材に適切なアクセスができるのだろうか、という疑問はあります。	石田委員	ご指摘の点については、協力準備調査等を通じて、可能な限り現地の NGO や大学等の専門家の協力を得ながら調査を実施致します。

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し
第8回ワーキンググループ結果（案）

2015年2月 日

国際協力機構審査部

プロジェクトの評価における環境社会配慮に関する費用便益について

1. 本テーマに関して、「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）」は作成しませんが、WGでの議論を踏まえ、本テーマに関して、以下のとおり JICA の運用方針を整理しました。

<JICA の運用方針>

- ✓ 開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化する際には、環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努め、それとともなう課題については、今後実績を重ねながら解決に必要な検討を行う。
2. 第8回ワーキンググループにおける主要な提言
ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。
- 環境社会関連の費用・便益の定量化は、一般的に適用範囲や方法論等に課題があるといわれているが、JICAの協力事業で本テーマをどの程度、またどのように取り扱うかについては、助言委員会において共通認識を形成することが重要である。
 - 一方、ガイドラインには、「できるだけ定量的な評価に努める」とあることを考慮に入れ、今後具体的な方向性を検討する場合には、以下の点を考慮することが望ましい。
 - ✓ 環境社会関連の費用・便益について、これまで便益の定量化が中心であったが、費用の定量化の検討も必要である。
 - ✓ 環境社会関連の「定量的評価」や「経済評価」の必要性についても併せて検討することが重要である。
 - ✓ 「開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化すること」の「内部化」は、調査段階での環境社会関連の費用・便益の定量化に限定せず、事業実施段階の環境管理計画等にもとづく対策を含めて、広く捉えるという考え方もあるのではないかと。
 - ✓ 世銀アプレイザルレポート等、他の援助機関の事例を参照することが望ましい。
 - ✓ 環境社会関連の費用便益の定量化については、実績を積み重ねつつも、具体的な検討をすすめる必要がある。

以上

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し
第9回ワーキンググループ結果（案）

2015年2月2日
国際協力機構審査部

1. 緊急を要する場合の環境社会配慮確認

1. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）」

既存 FAQ の修正

問. 緊急を要する場合は、どのように対応するのですか？

回答. 緊急時においても、原則として、環境ガイドラインに従った手続きを行うことが望ましいと考えます。ただし、自然災害や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く環境ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合は、早期の段階において、カテゴリ分類の結果、緊急と判断した理由、そして実施する手続きの内容について環境社会配慮助言委員会に報告し、その結果を公開します。また、JICAが必要と判断した場合は助言を求めます。

これまでの運用では、開発計画調査型技術協力において、緊急を要すると判断された案件があります。その際には、本来であれば開発計画調査型技術協力の実施前に行う環境社会配慮確認を緊急性の観点から省略しました。ただし、開発計画調査型技術協力の実施段階において、これらの環境社会配慮確認を行うことにより、適切な実施の確保に努めました。なお、開発計画調査型技術協力以外のスキームに対して、今後、緊急時の措置が適用される可能性も想定されます。

1. 2 第9回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 人命・人道上、緊急的に支援が必要となる場合を除き、カテゴリ A 案件は、環境ガイドライン 1.8 項「緊急時の措置」緊急時対応の対象外とすることが望ましい。
- 環境ガイドライン GL1.8 項では「自然災害や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く環境ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合」を緊急時と判断すると記載されているが、これまでにどのようなケースが緊急時と判断されたか例示するなど、判断基準が提示されることが望ましい。
- これまでの運用では、開発計画調査型技術協力により自然災害へ対応する案件に、環境ガイドライン GL1.8 項「緊急時の措置」が適用されているが、これ以外のスキームに対して「緊急時の措置」が適用する場合には助言委員会に対し実施する手続きの内容運用方針の説明がなされることが望ましい。

- 緊急の対応として環境影響評価プロセスの簡略化や省略が行われる場合、事業実施後のモニタリングやフォローアップ措置が適切になされる必要があるより重要になる。

以上

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し
第 10 回ワーキンググループ結果 (案)

2015 年 2 月 2 日
国際協力機構審査部

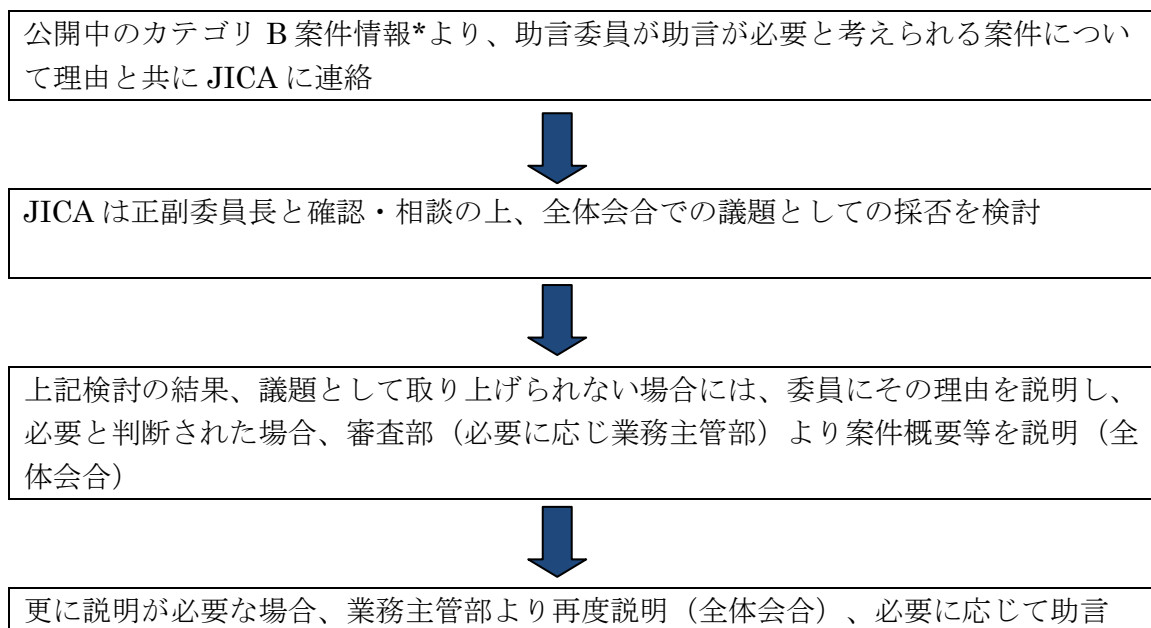
カテゴリ B 案件のうち助言委員会が助言を行う必要な案件とは

本テーマに関して、「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）」は作成しませんが、WG での議論を踏まえ、本テーマに関して、以下のとおり JICA の運用方針を整理しました。

＜JICA の運用方針＞

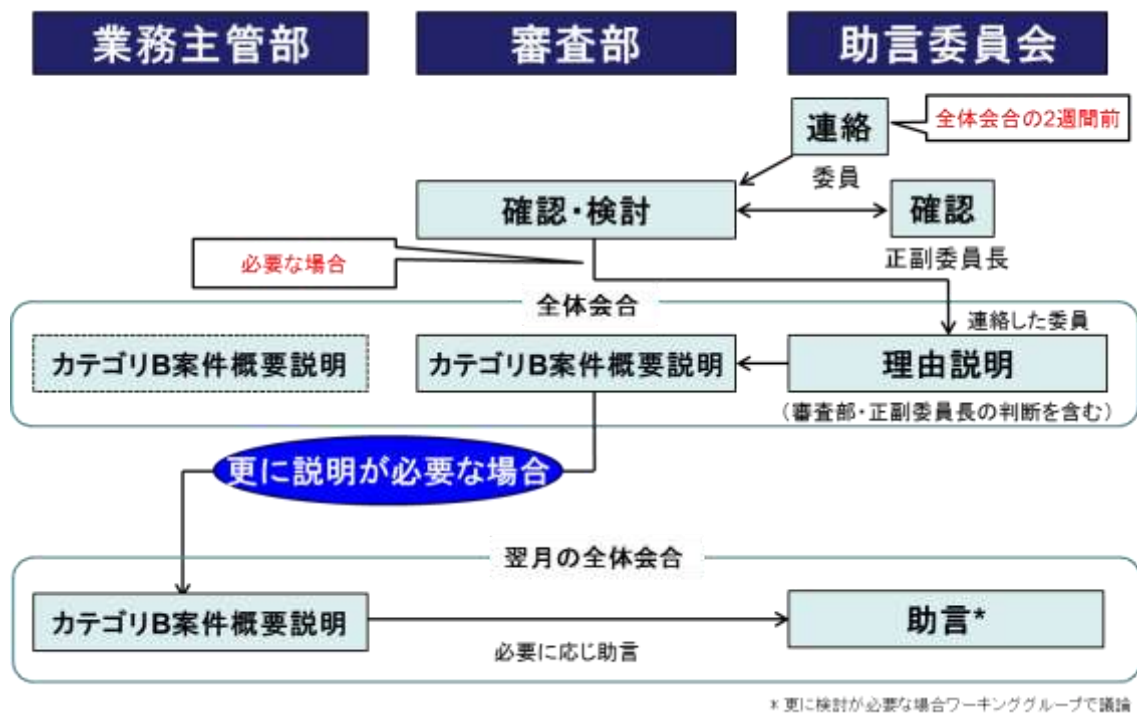
「カテゴリ B 案件のうち必要な案件」の助言委員会の対応については、以下の図 1、図 2 の通りとする。

図 1. 「カテゴリ B 案件のうち必要な案件」の助言委員会での対応概要



*年度初めの 5 月の全体会合にてスキーム別のカテゴリ B 案件数に関する情報を提供

図2. 「カテゴリ B 案件のうち必要な案件」の助言員会での対応フロー図



以 上

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し
第 11 回ワーキンググループ結果（案）

2015 年 1 月 26 日
国際協力機構審査部

エンジニアリング・サービス(E/S)借款にかかる環境社会配慮確認

1 . 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）」

既存 FAQ の修正

問．環境アセスメント報告書等の作成を JICA が支援する場合はあるのですか？

回答．協力準備調査やエンジニアリング・サービス借款を活用しています。協力準備調査は JICA が主体的に実施し、調査・設計等エンジニアリング・サービスは相手国等が実施します。このため JICA は、協力準備調査の場合は環境アセスメント報告書等の作成を支援し、エンジニアリング・サービス借款を活用する場合は、相手国等によって作成された環境アセスメント報告書等をレビューし、環境社会配慮上の要件を満たすことを確保します。

1 . 2 第 11 回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 環境レビューの段階で初めて助言委員会に諮るのではなく、先方政府が実施する環境社会配慮のスコーピング段階から助言委員会で議論する機会を設けるべきではないか。

以 上